

## 春日井市汚水排出量減量認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号）第14条第2項第5号に規定する営業に使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合の汚水排出量の認定（以下「減量認定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (減量認定の要件)

第2条 減量認定は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

(1) 次のいずれかの場合に使用するものであること。

ア 製氷業、飲料製造業等使用水が製品化される場合

イ 冷却装置、ボイラー等に使用した水が蒸発する場合

ウ 農耕用、園芸用等に使用する場合

エ その他水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が特に認めた場合

(2) 月平均使用水量から月平均汚水排出量を減じた水量が、月平均使用水量の30パーセント以上であること。

(3) 使用水量が公共下水道に排除されないことが確認でき、かつ、その水量が計測装置により測定できること。

2 前項第3号の計測装置は、計量法（平成4年法律第51号）第2条第4項に規定する特定計量器の水道メーターで、同法の規定による検定品とし、減量認定の適用を受ける者が自己の負担により設置し、適正に管理しなければならない。

### (減量認定の申請)

第3条 減量認定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、汚水排出量減量認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げるもののうち、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前年度使用水量及び汚水排出量実績書又はこれらに準ずる資料

(2) 製品の製造工程図

(3) 給水及び排水系統図（計測装置の設置位置を記したもの）

(4) 冷却装置又はボイラー等の機器の仕様書

(5) その他市長が必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、減量認定の適用を受けている者が、第5条に規定する適用期間終了後、引き続き申請するときは、前項の規定による書類の添付を省略することができる。

(減量認定の通知等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、汚水排出量減量決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(減量認定の適用期間)

第5条 減量認定の適用期間は、申請した日の属する月から当該年度の3月までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(減量認定事項の変更等)

第6条 第4条の規定により汚水排出量減量認定の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、減量認定に係る事項に変更があったとき又は減量認定の取消しをしようとするときは、速やかに汚水排出量減量認定変更（取消）届（第3号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(汚水排出量の報告等)

第7条 市長は、春日井市下水道条例第14条第2項第5号の申告書を提出しないときは、その月に使用した水量の全量を公共下水道へ排除したものとみなし、当該月については減量認定しないものとする。

(確認事務への協力)

第8条 使用者は、市長が必要な限度において行う計測装置の機能、性能及び構造の確認事務に協力しなければならない。

(減量認定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が、正当な理由なく、減量認定に必要な調査を拒み、又は妨げたときは、減量認定をしないことができる。

2 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、減量認定を取り消すものとする。

(1) 第2条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申請若しくは申告又は不正な方法により減量認定を受け

たとき。

(3) 第6条の規定による汚水排出量減量認定変更申請書の提出を遅延したとき。

(4) 前8条の規定による確認事務を拒み、又は妨げたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に減量認定の適用を受けている者については、平成15年度に限り減量認定の決定を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市汚水排出量減量認定要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市汚水排出量減量認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。